

武蔵野市地域密着型サービス 事業者選定に係る意見聴取 について

令和3年10月18日

令和3年度第2回地域包括ケア推進協議会議資料

高齢者支援課

目次

- 1 武蔵野市の現状
- 2 募集の趣旨
- 3 募集事業所数と募集圏域
- 4 応募資格(主なもの)
- 5 事業者の審査・選定方法
- 6 地域密着型サービスとは
- 7 地域密着型サービスの種類
- 8 認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)とは
- 9 市内の認知症高齢者グループホーム

1 武蔵野市の現状

■「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」
(令和3年3月)より



武蔵野市の高齢者人口の推計（計画P136）

- 高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は令和2年10月時点で22.2%です。
- 団塊の世代の方が全員75歳以上になる2025年には高齢化率は22.5%になる見込みです。

（単位：人）

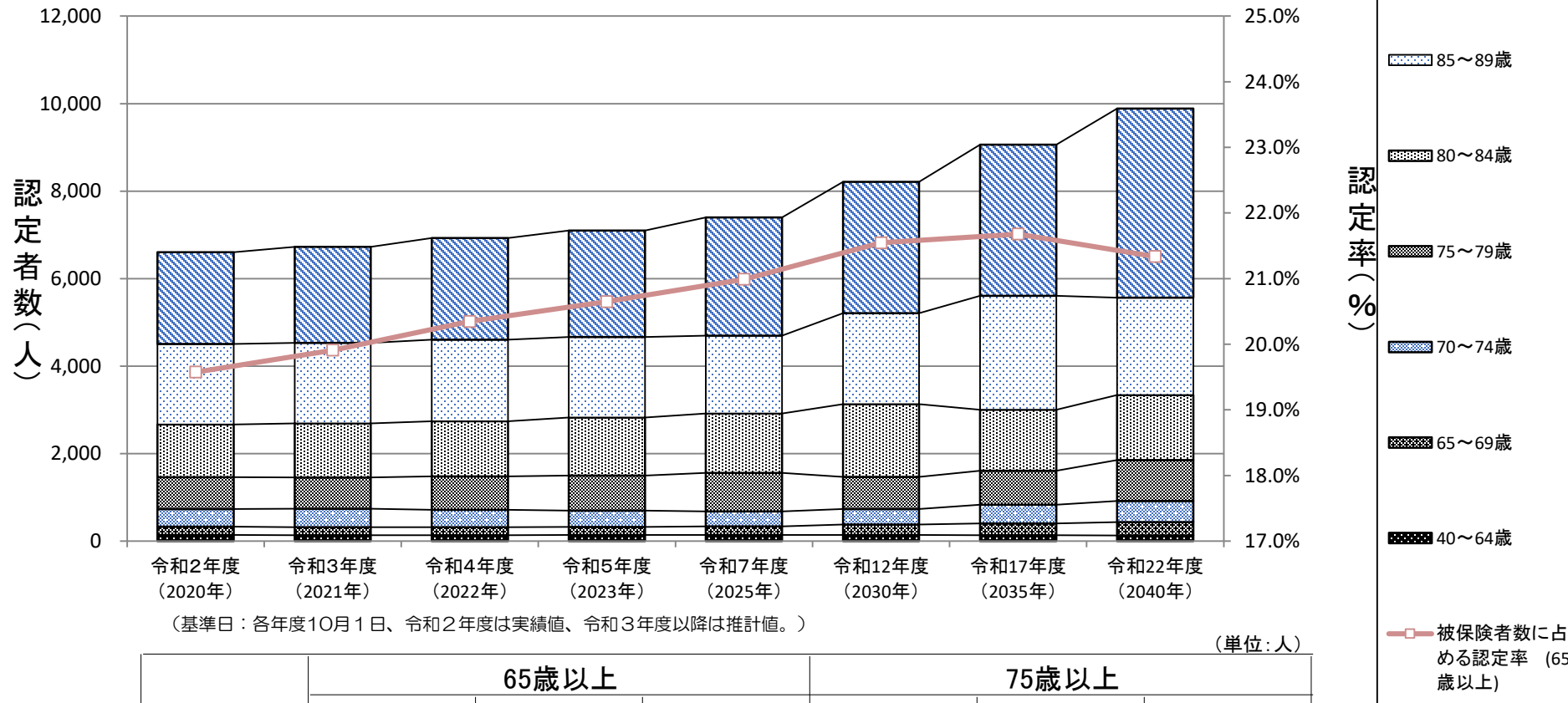
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
総人口	147,677	149,479	150,514	151,285	152,635	155,260	157,323	159,319
65歳以上人口	32,802	33,024	33,270	33,598	34,407	37,186	40,820	45,304
(うち、75歳以上人口)	17,569	17,757	18,425	19,126	20,196	21,210	22,247	24,324
(うち、他市町村住所地特例者)	310	310	310	310	310	310	310	310
被保険者全体	85,282	86,427	87,367	88,240	89,798	92,405	94,589	96,569
40-64歳	52,250	53,154	53,831	54,357	55,074	54,818	53,283	50,692
65歳以上被保険者数	33,032	33,273	33,536	33,883	34,724	37,587	41,306	45,877
65-69歳	7,086	6,993	6,915	7,003	7,477	8,899	10,118	11,344
70-74歳	8,152	8,281	7,939	7,479	6,746	7,094	8,477	9,664
75-79歳	6,228	6,137	6,488	6,829	7,534	6,306	6,674	8,013
80-84歳	4,844	4,917	5,036	5,283	5,439	6,679	5,647	6,038
85-89歳	3,955	3,963	3,997	3,970	3,850	4,491	5,627	4,877
90歳以上	2,767	2,982	3,161	3,319	3,678	4,118	4,763	5,941
(うち、住所地特例者)	542	559	576	595	627	711	796	883
高齢化率	22.2%	22.1%	22.1%	22.2%	22.5%	24.0%	25.9%	28.4%
後期高齢化率	11.9%	11.9%	12.2%	12.6%	13.2%	13.7%	14.1%	15.3%

（基準日：各年度10月1日、令和2年度は実績値、令和3年度以降は推計値）

要支援・要介護認定者数の増加が見込まれています（計画P138）

- 65歳以上被保険者の約5人に1人、75歳以上被保険者の約3人に1人が要支援・要介護認定者です。
- 2025年に向けて要介護リスクの高い75歳以上の高齢者が増加します。

要支援・要介護認定者数の推計



令和2年度 (2020年)	65歳以上			75歳以上		
	被保険者数	認定者数	被保険者数に占める認定率	被保険者数	認定者数	被保険者数に占める認定率
	33,032	6,466	19.6%	17,794	5,870	33.0%

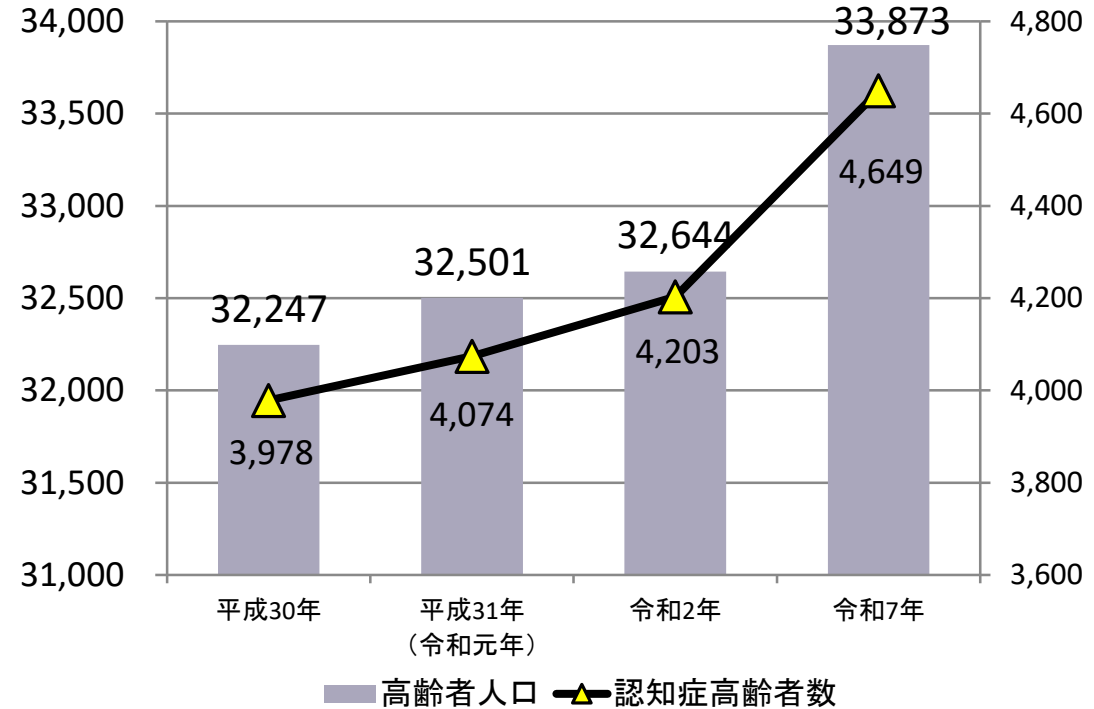
認知症高齢者数

- 武蔵野市の要介護認定のデータによると、65歳以上の約7.8人に1人（12.88%）、85歳以上の約2.3人に1人（43.16%）に認知症の症状があります。
- 2025（令和7）年には認知症高齢者数は現在（令和2年）の1.1倍になると考えられます。

年齢区分別の認知症高齢者数と割合

年齢区分	高齢者人口	認知症高齢者	
		人数	割合
65～69	7,176	103	1.44%
70～74	7,959	215	2.70%
75～79	6,282	393	6.26%
80～84	4,828	730	15.12%
85～	6,399	2,762	43.16%
計	32,644	4,203	12.88%

認知症高齢者数の推移



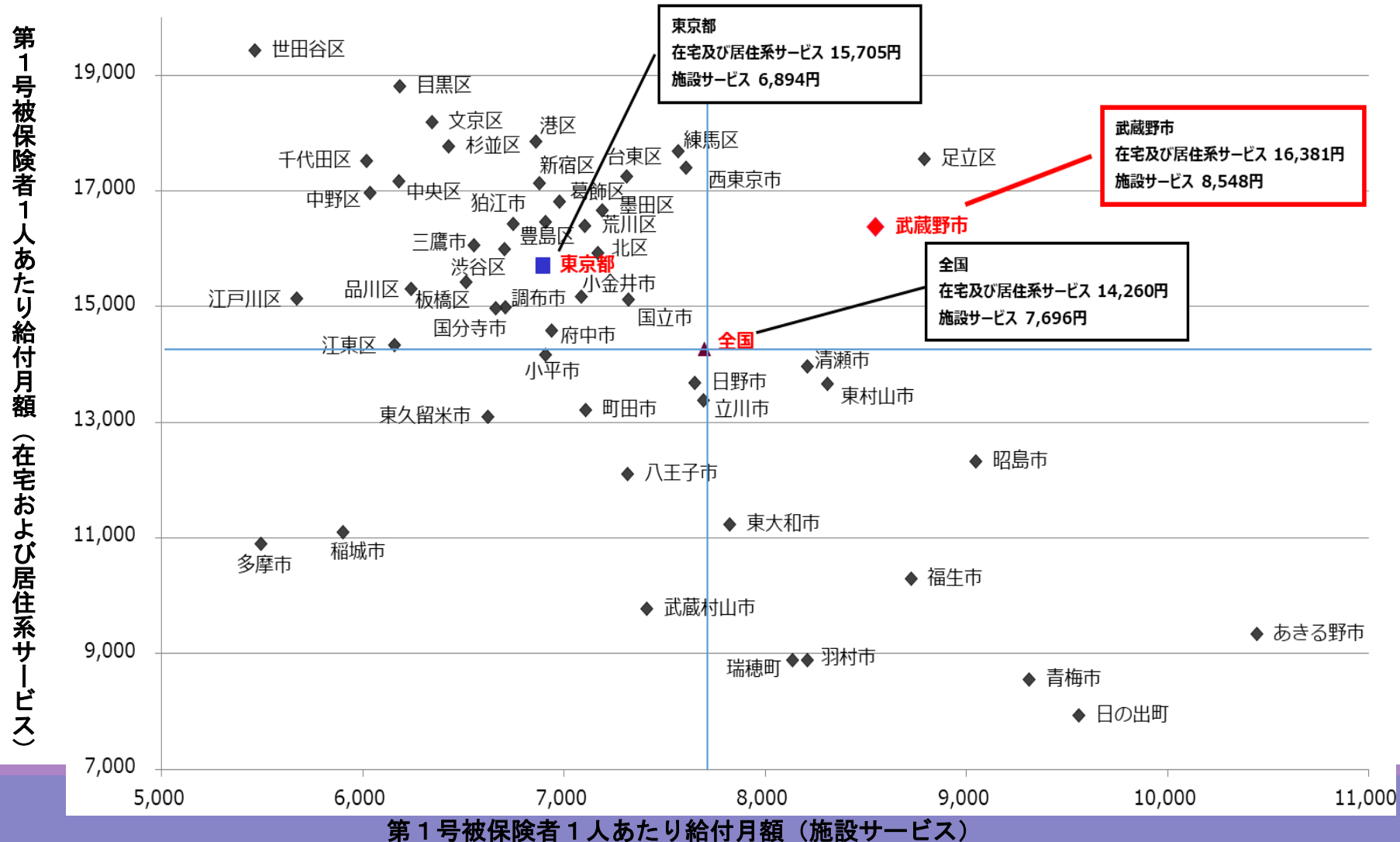
* 令和2年3月1日現在の実績値（令和7年は推計値）

* 認知症高齢者数は「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の要介護認定者数

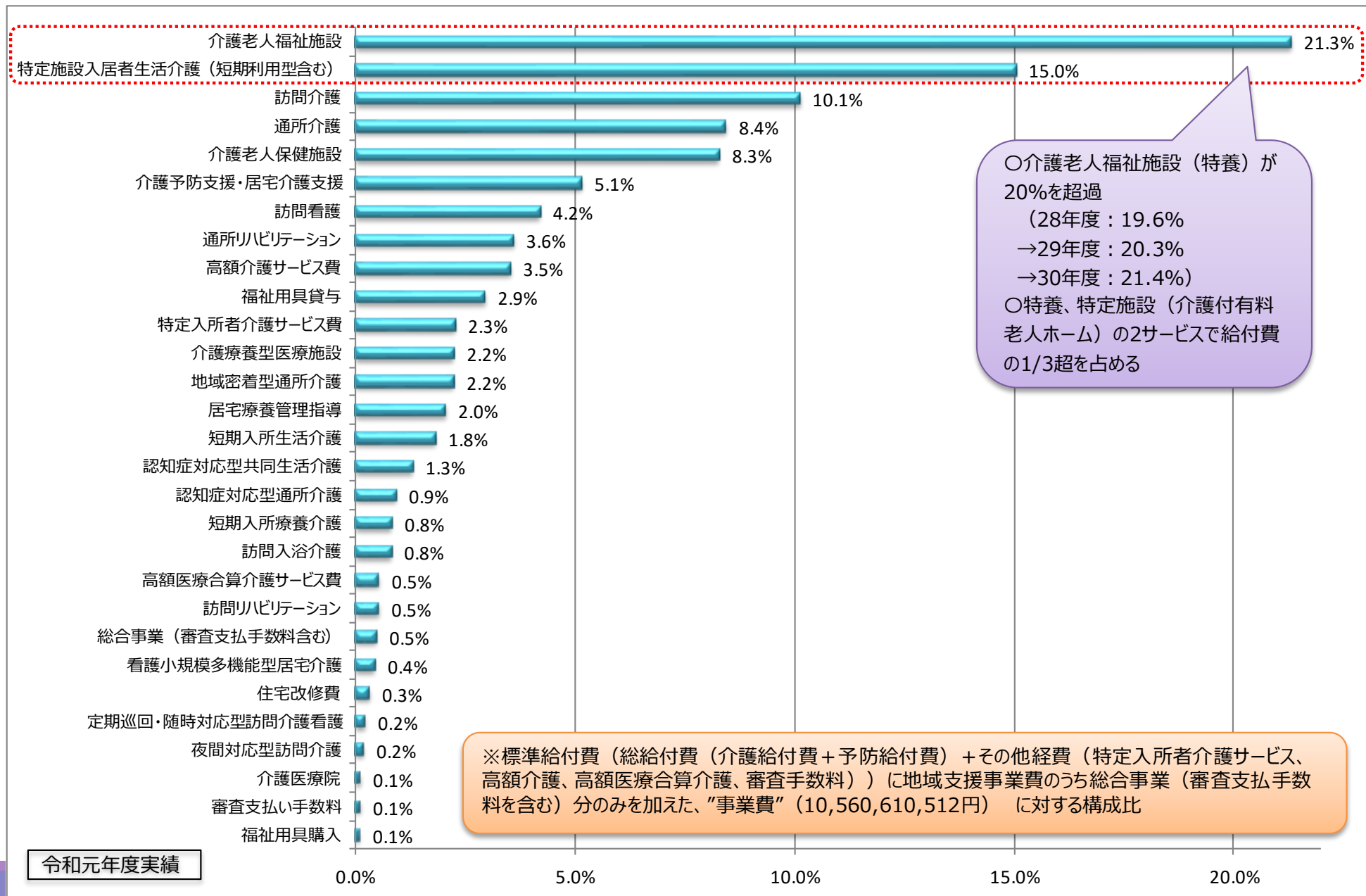
在宅、施設サービスの提供のバランス（計画P106）

武蔵野市は介護保険制度開始直後から、在宅サービス・施設サービスともに拡充・整備を行ってきたため、現在も全国平均、東京都平均に比べ充実しています。

65歳以上1人当たり在宅サービス・施設サービス費用月額（都内市区町村比較）



令和元年度介護保険事業費に占めるサービス別構成比（計画P50）

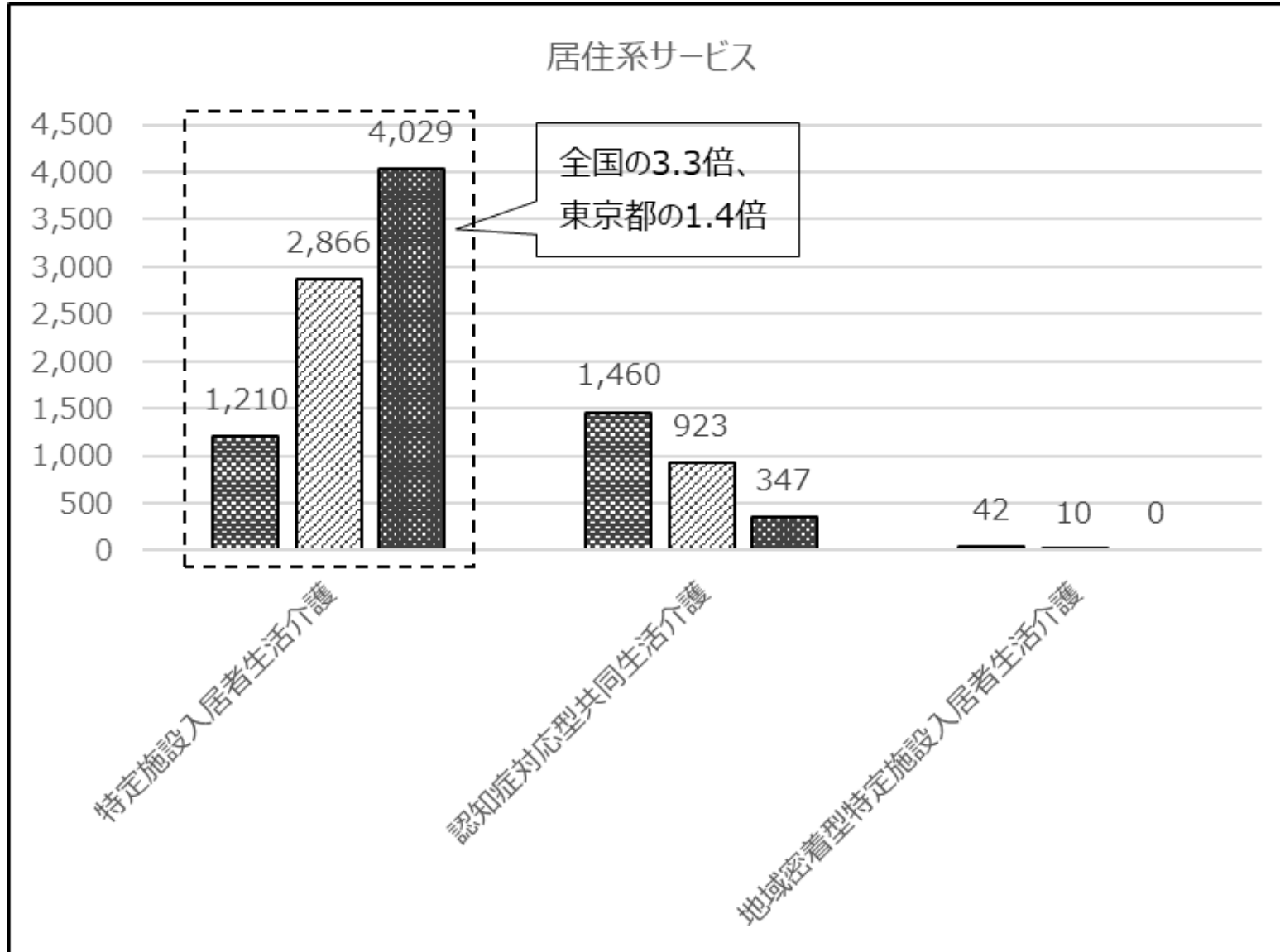


○介護老人福祉施設（特養）が20%を超過
 （28年度：19.6%
 →29年度：20.3%
 →30年度：21.4%）
 ○特養、特定施設（介護付有料老人ホーム）の2サービスで給付費の1/3超を占める

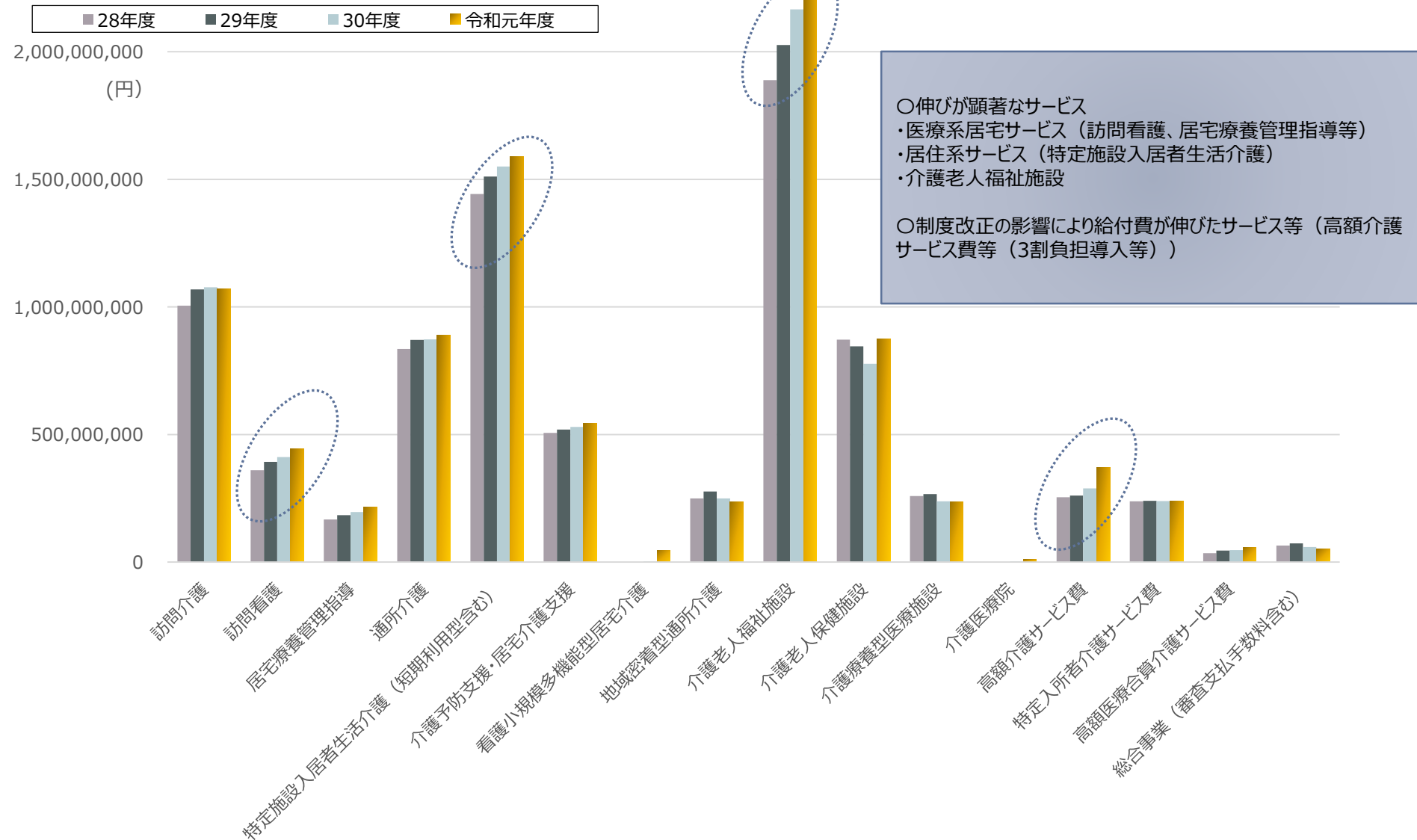
※標準給付費（総給付費（介護給付費＋予防給付費）＋その他経費（特定入所者介護サービス、高額介護、高額医療合算介護、審査手数料））に地域支援事業費のうち総合事業（審査支払手数料を含む）分のみを加えた、“事業費”（10,560,610,512円）に対する構成比

令和元年度実績

居住系サービスの第1号被保険者1人当たり給付月額（令和元年時点）（計画P110）



主なサービス種類別給付費の推移（計画P51）



武蔵野市の高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の基本的方向性 (計画P127,139)

- ▶ 今後増加が見込まれる単身高齢者や認知症高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようなサービスの基盤整備がもとめられている。
- ▶ 2025年の団塊の世代の後期高齢化等による単身高齢者、認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者、要介護高齢者等、多様な課題を抱える高齢者の増加に対応するためには、「在宅生活の限界点を高める」ことを基本としながらも、一定のサービス基盤整備も必要となる。
- ▶ 一方で市内は狭小で、地価も高く、今度市内に大規模な介護施設を建設していくことは困難である。
- ▶ そこで、一定の施設ニーズに応えられ、かつ、医療的ニーズや認知症という課題に対応できる、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護の整備を計画に位置付けている。

2 募集の趣旨

「武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(令和3年3月)に基づき、認知症高齢者グループホームの事業所を整備・開設する事業者を募集します。

【武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画】

P81 3. 認知症になっても安心してくらしつづけられる

個別施策	内容
新たな認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)の整備	認知症高齢者の増加、認知症状への対応の困難さが高齢者の施設入所の要因であること、認知症高齢者グループホームの入居申込者数の現状等を考慮し、市内に認知症高齢者グループホーム(2ユニット18名程度)を整備します。

3 募集事業所数と募集圏域

(1) 募集事業所数 1事業所、2～3ユニット

(2) 募集圏域

本市の地勢は東西6.4km、南北3.1km、面積は10.98km²と狭小であるため、整備地域は定めず、市内全域で整備することが可能ですが、できるだけ既存の市内認知症高齢者グループホームから離れた場所としてください。

(3) 整備手法

① 事業者整備型(事業者創設型・事業者改修型)

運営事業者が、自ら設置運営する目的で建物を整備(新築・買取・改修)するもの

② オーナー型(オーナー創設型・オーナー改修型)

土地・建物所有者が、運営事業者に貸し付ける目的で建物を整備(新築・買取・改修)するもの

(4) 併設事業

看護小規模多機能型居宅介護や小規模多機能型居宅介護、その他事業の併設を提案することも可能です。

4 応募資格(主なもの)

(1) 事業実績

・令和3年4月1日現在で、東京都内で認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)、看護小規模多機能型共同生活介護、小規模多機能型共同生活介護、特別養護老人ホームのいずれかの施設を1年以上経営している法人であること。

(2) 財務状況

・過去3期(平成30年度から令和2年度まで)において決算状況が営業活動に基づく赤字ではないこと。

(3) 土地・建物について

・事業に供する土地・建物を確保していること。または確保できる見込みがあること。(土地・建物は、その所有権を取得し、登記することを原則とします。)

(4) その他

・令和3年7月6日(火)、7日(水)開催の事業者説明会に参加していること。

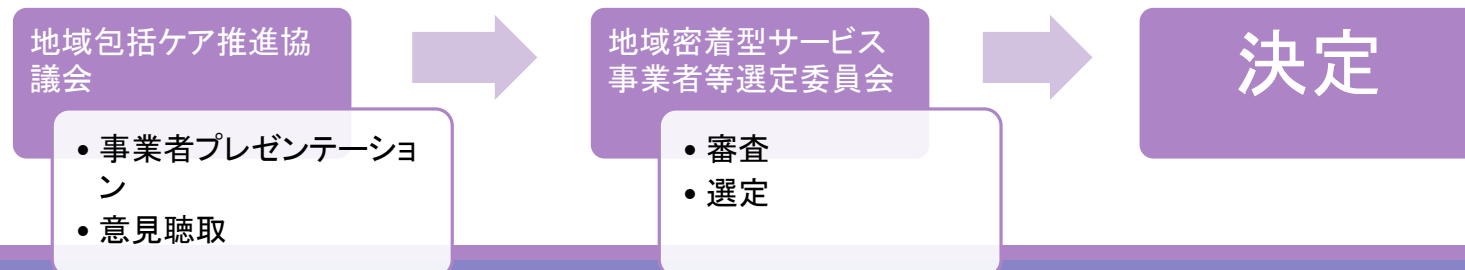
5 事業者の審査・選定方法

■事業者の審査・選定

- 事業者選定は、「武蔵野市地域包括ケア推進協議会」へ意見を求め、それを踏まえて、「武蔵野市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会」の審査に基づき、武蔵野市長が決定します。
- 審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

■審査方法

- 審査は提出された書類に基づく審査、プレゼンテーション及びヒアリングにて行います。また、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。



5 事業者の審査・選定方法

■武蔵野市地域包括ケア推進協議会とは

- ▶ 地域密着型サービスの指定や質の確保、運営評価等に関する事項について、市長に対して意見を述べる。
- ▶ メンバーは学識経験者、医療関係者団体（医師会など）、介護保険事業者、権利擁護事業担当、地域福祉関係者（民生委員、地域福祉の会、社協）、高齢者団体（老人クラブ等）、第1号被保険者と第2号被保険者の公募市民、計20名で構成。

■武蔵野市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会とは

- ▶ 市長が指定を行う指定地域密着型サービス事業者等の選定を適正に行うために設置。
- ▶ メンバーは学識経験者、公認会計士、介護サービスの有識者及び市職員で構成。

5 事業者の審査・選定方法

■ 審査選定の基準

1	運営法人の適格性	法人の理念
		財務状況
		収支計画等
2	サービス基盤・内容	職員体制
		人材育成
		サービス体制
		関係機関との連携
3	家族・地域・関係機関との連携	家族・地域・関係機関との連携
4	施設内容	施設内容

武蔵野市が認知症高齢者グループホームに期待すること

1 本市の「認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者等、多様な課題を抱える高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる」という基本方針に対応できる医療体制。

2 地域の認知症ケアの拠点としての役割

3 人材確保と人材育成への工夫

6 地域密着型サービスとは

◆高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な市町村で提供されるサービスです。

- ① 原則として、その市町村の被保険者のみがサービスを利用でき、指定・指導監督の権限は保険者である市町村が有する。
- ② 市町村ごとに必要整備量を計画に定め、これを超える場合には市町村は指定を拒否できる。(認知症対応型共同生活介護※1、地域密着型特定施設入居者生活介護及び、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ)
- ③ 地域の実情に応じた弾力的な指定基準・報酬設定ができる。
- ④ 公平・公正の観点から②及び③を決める際には「地域密着型サービス運営委員会」を設置し、地域住民等が関与する仕組みを導入。

※1 認知症対応型共同生活介護＝認知症高齢者グループホーム

6 地域密着型サービスとは

◆「地域密着型サービス運営委員会」とは

地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、設置されます。

委員会には、被保険者・利用者・事業者・学識経験者が参加し、

- ①事業者の指定を行うとき
- ②独自の介護報酬を設定するとき
- ③独自の指定基準を設定するとき

などに意見を述べるほか、サービスの質の確保や、運営評価等を協議します。

6 地域密着型サービスとは

◆武蔵野市では、地域包括ケア推進協議会設置要綱で、「地域密着型サービス運営委員会」の任務を位置付け、協議をしていただいています。

【武蔵野市地域包括ケア推進協議会設置要綱】

第2条

(3) 次に掲げる事項について、市長に対して意見を述べること。

ア 地域密着型サービスの指定

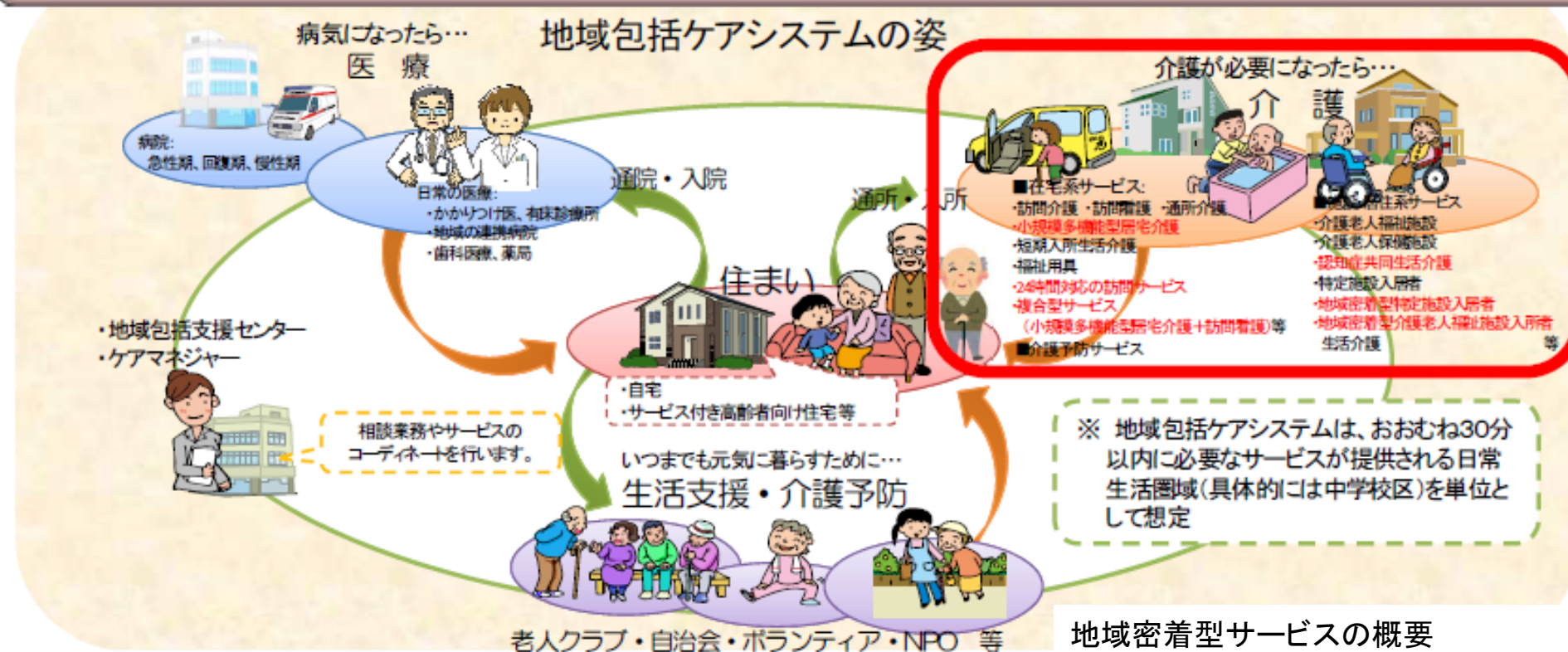
イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定

ウ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価等に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、地域密着型サービスに関して市長が必要と認める事項

地域包括ケアシステムにおける地域密着型サービス

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。
- 住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供される「地域密着型サービス」の整備が進んでいるが、整備が進んでいない自治体へのノウハウの提供が急がれている。



地域密着型サービスの概要

平成29年3月30日 関東信越厚生局 資料より

7 地域密着型サービスの種類

都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス

市町村が指定・監督を行うサービス

介護給付を行うサービス

◎居宅介護サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

- 特定施設入所者生活介護
- 福祉用具貸与

【通所サービス】

- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション

- 【短期入所サービス】
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護

◎施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

◎居宅介護支援

◎地域密着型介護サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型通所介護

8 認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)とは

◆ 認知症(急性を除く)の高齢者に対して、共同生活住居(ユニット)で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもの。

◆ 運営基準

【定員等】

- 1事業所あたり、1～3ユニットを運営
- 1ユニットあたり、5～9人の定員

【設備】

- 住宅地等に立地
- 居室は、7.43m²(和室4.5畳)以上で原則個室
- その他、居間・食堂・居間・台所・浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備

【人員配置】

- 介護従業者
日中:利用者3人に1人(常勤換算) 夜間:ユニットごとに1人
- 計画作成担当者
ユニットごとに1人(最低1人は介護支援専門員)
- 管理者
常勤専従で3年以上認知症の介護従事経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了した者。

8 認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)とは

【運営】

○運営推進会議の設置

- ・利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成
- ・外部の視点で運営を評価

○外部評価の実施

○定期的に避難、救出訓練を実施し、これに当たっては地域住民の参加が得られるよう努めること

◆認知症施策推進大綱（認知症施策推進関係閣僚会議 令和元年6月18日）

～特に認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)については、認知症の人のみを対象としたサービスであり、地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を積極的に行っていくことが期待される。

～

8 認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)とは

◆利用対象者

要支援2～要介護5の方で、医師による認知症の診断書などで、認知症であることが確認できる方

◆利用料

月額①家賃、②食費、③水道光熱費、④共益費等に要介護別の⑤介護保険自己負担分がかかります。

例)A事業者

要介護2、1割負担の方の場合

①家賃	77,200円	
②食費	39,000円	
③水道光熱費	18,000円	
④共益費	21,000円	
⑤自己負担分	25,215円	合計 180,415円／月額

介護保険自己負担分

要介護度	1割負担額
要支援2	23,965
要介護1	24,094
要介護2	25,215
要介護3	25,984
要介護4	26,497
要介護5	27,041

認知症対応型共同生活介護の概要

認知症(急性を除く)の高齢者等に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。



- 住宅地等に立地
- 利用者一人一人の人格を尊重し、家庭的な環境の下で日常生活ができるよう、以下の職員を配置してサービスを提供
 - ・介護従業者
 - 日中:利用者3人に1人(常勤換算)
 - 夜間:ユニットごとに1人
 - ・計画作成担当者
 - ユニットごとに1人(最低1人は介護支援専門員)
 - ・管理者
 - 3年以上認知症の介護従事経験のある者が常勤専従



共同生活住居(ユニット)のイメージ



- 1事業所あたり、原則として1又は2の共同生活住居(ユニット)を運営
- 1ユニットの定員は、5人以上9人以下
- 居室は、7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室
- 居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備

<地域との関わり>

- 利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成される運営推進会議を設置するとともに、外部の視点からも運営を評価する仕組みとなっている。

9 市内の認知症高齢者グループホーム



マザアスホーム だんらん武蔵境
武蔵野市境4-8-1
定員:18名(2ユニット)
2011年開設

社会福祉法人とらいふ 光風荘
武蔵野市関前3-4-17
定員:18名(2ユニット)
2004年開設

出典：社会福祉法人とらいふホームページ



出典：株式会社マザアスホームページ

本日皆様にご協議いただきたい事項

- ▶ 武蔵野市地域包括ケア推進協議会設置要綱に基づき、事業者によるプレゼンテーションを踏まえ、認知症高齢者グループホーム整備事業者の選定に際して各事業者へのご意見をお願いします。
- ▶ プレゼンテーションを踏まえ、ヒアリング（質疑応答）で委員各自のお立場で事業者にヒアリング（質問）してください。
- ▶ プレゼンテーションとヒアリング（質疑応答）後、委員の皆様で、会長を中心に、事業者選定に関する意見をおまとめください。
- ▶ 選定委員会では地域包括ケア推進協議会でのご意見を踏まえ、事業者選定について審査します。

参考：ご協議の際の視点

視点1 地域との連携

・運営基準（人員、設備、運営に関する基準）では以下の点について、規定されています。

【非常対策】

非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に訓練を行わなければならない。また、訓練実施に当たっては地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。

【地域との連携等】

その事業の運営に当たっては、地域に開かれた事業として行われるよう地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

視点2 認知症高齢者グループホーム事業を運営する事業者として

キーワード：人材確保、定員の確保、事業者の理念、認知症への理解、サービスの質の確保、経営基盤、医療連携、共生社会、地域包括ケア